

平成18年度 第4回

草加市みんなでまちづくり会議 議事録

1 開催日時

平成19年1月25日(木) 午後7時から9時まで

2 開催場所

草加市立中央公民館 第1.2講座室

3 出席者の氏名

- (1) 登録員 7名(別紙)
- (2) 進行 みんなでまちづくり課課長補佐
- (3) 事務局 みんなでまちづくり課課長、みんなでまちづくり課職員 4名
- (4) 関係課 人権共生課課長、人権共生課課長補佐、子育て支援課課長補佐、青少年課課長補佐
指導課課長

4 会議の議題

「子どもにやさしいまちづくりをすすめるために、草加市に子どもの権利に関する条例を制定すること」
について

5 公開・非公開の別

公開

6 傍聴者

0人

7 会議の概要

(1) 開会

進行

- ・ 本日の会議資料の確認。会議録署名員の指定については、登録番号 28 番の舟本 統登録員と、登録番号 38 番の川島 幹江登録員にお願いしたい。

(2) 議題「子どもの権利条約の制定について」の提案について

提案者：NPO法人草の根ネットの会子育てパーシャルネットは設立以来10年を越えるが、子どもに住み良いまちづくりをテーマに活動してきた。今回提案している内容は子どもにやさしいまちづくりを進めるために、子どもの権利条約の理念を生かして、草加市に子どもの権利の条例を作っていくための検討の場をはじめるときだと言う提案。キーワードは、「子どもにやさしいまちづくりとは何か?」「子どもの権利条約の理念とは何か?」の2つ。提出の理由についてはすでにお読みいただいていることと思います。子どもの権利条約は、1989年に、国連で国際児童年のはじまりにあたって子どもは権利の主体であり、子どもはそれぞれの最大の利益のために育っていくのであって、その権利を持っている。その権利を保障していきましょうと言うことを理念として、国連総会の中で採択されました。12年前、日本でも批准されて、日本政府にはこの条約を推進していく責任があり

ます。まず、「子どもたちは子ども自身のために成長する権利を持っている。誰のためでもなく、その子その子にとって最善の方法で育っていく権利があり、生きる権利、差別されない権利、学ぶ権利がある。」そのことを大人が、とりわけ国が、守っていく義務があるということが条約の理念です。そのことを踏まえて子どもにやさしいまちづくりを市と市民が協働で進めることを法的に整備していくべきではないかというのが今回の提案です。子どもにやさしいまちづくりとは何かということですが、本日の資料に、草の根ネットの会・草加市・草加市教育委員会の主催で去年の6月11日に実施した人権フォーラムでの、獨協大学の野村先生の基調講演用のレジュメをお配りしましたが、ここに子どもにやさしいまちづくりとは何かが書かれている。子どもにやさしいまちとは誰にもやさしいまちであり、逆に言えば、誰にもやさしいまちは子どもにもやさしいということです。この概念は、2002年国連子ども総会で「子どもにふさわしい世界」という文書のなかでとりあげられ、子どもにやさしいまちづくりについての自治体の役割としてユニセフがすすめている考え方です。ユニセフは子どもにやさしいまちの条件として、レジュメにも書いてあるように、9つの条件を設定している。1番目に子どもの権利保護という法的な枠組みがあり、この9つを実現しているまちを子どもにやさしいまちといきましょう、とユニセフが提唱し、世界的に推進されている概念です。この言葉を使って子どもにやさしいまちづくりを草加市でもしたいと考えています。人権フォーラムの中で、各課の施策を説明していただきましたが、草加市でもこの子どもの権利条約の理念を政策の中に取り入れているものがあります。提出理由の中にも市の取り組みを書いてありますが、子どもの権利条約を広めていくことも施策に含まれていて、これを踏まえた上で提案しています。最近の子どもの状況は、いじめ・自殺、と大きな問題になっています。虐待により死亡した乳幼児子どもたちの事件などが多発しています。不登校の問題など、子どもたちの状況が厳しいといえる。誰が悪いという犯人探しではなく、子どもたちは学校や家庭、地域、友達などのなかで育っていくのであり、育つ場が豊かになっていかなければならないと考えます。子どもは一人の人間として価値があり、自分は大事にされているのだと実感をもて、周囲の人に対して信頼もてる。そういう関係になっていかないと子どもの状況は変わっていかないと考えています。6月の人権フォーラムでは、行政の各課と市内で子どもたちの活動に取り組んでいる市民団体の方、40名近くが集まり、誰か1人ではなく共同してみんなで情報・知恵を出し合い連携して子どものことをやる必要があるという意見がみなさんから出されました。それを一歩進めるために、市は子どもの権利条約の理念、子どもは自分自身の利益のために育っていく、国のためでも、家庭のため、親のためでもなく、その子自身の最善の利益のために育つ権利があるのだ、ということをお大切に、ハード・ソフト・コミュニティといろんな面からまちづくりを進めていくことが必要であると考えています。そのために条例という法的な枠組みを作っていきたい。そのための必要な話し合いの場を行政と市民のパートナーシップで作っていくべきです、というのが今回の提案の理由です。参考として、他自治体の事例を持ってきた。札幌市もこれから条例を整える市ですが、札幌市の未来子ども局のホームページからもらった資料です。全国的に何らかの形で子どもの条例に取り組んでいる自治体がこれだけあるという意味で紹介しました。もう一点は、昨年草加市ふるさと応援基金の助成をうけて、子どもの権利条約を広める事業を行い、フォーラム、講演会、意見交換会、アンケート調査を実施し、報告書をまとめている。そのアンケートの中から抜粋した資料を提示した。この中で、7ページ「毎日が楽しい子ども」がどれくらいいるかという調査結果を見てください。「毎日が楽しい」という子どもが回りの人にどんな感情を持っているか、をクロス集計したところ、毎日が楽しいと感じている子どもは回りから大切にされていると感じている割合が高い。もうひとつは楽しくない子どもは、大人がたたくことをいやだといっている割合が高いことが示されています。毎日が楽しく満足している子どもは自分を肯定的に感じている。自分は価値があると感じている。周りから見てもらえていると感じている。子どもたちがこのように思える環境を作っていきたい。体罰の経験を多くもっている子どもほど、毎日が嫌だと思っている。楽しくないと感じている。子どもは、大人がたたくことは悪いこと、ゆるせない

ことと思っている。毎日が楽しいと感じている子どもは、虐待を体験する場に遭遇していない。その子どもたちはたたくことを肯定している。たたかれた体験がない子どもは、「自分が悪いことをしたらしかたがない」という回答につながっている。子どもが回りの大人から大事にされていると実感できる環境を作っていけないと社会で起きている問題は解消しない。最近の文化会館のフリースペースに集まる子ども達の声の聞くと、「自分は生きている価値がない、生きていていいのか」という質問がある。この質問に対して大人は何ができるかを考えていきたい。草加市がどのような仕組みを作れるのか、大人の責任としてどのような枠組みをつくっていくことができるのかを考えていきたい。

登録員からの質問

登録員： 3つほど質問・疑問がある。①なぜ今やるのか。②子供は0歳から18歳といているが、これを一括りにできるのか。③子ども条約は権利ばかり書いてあるが、子どもが果たすべき義務については何も書いていない。検討の時に権利だけか、裏にある義務を検討するのか？

①戦後の見直しの時期になっている。教育基本法、再生会議の諮問等、戦後の枠組みが変わろうとしている。子どもの権利も変わってくると思う。そういう動きを見据えてやったほうが良いと思う。安倍内閣で社会規範をいっている。そういう流れが強くなっている。国の動きを見てから、戦後体制の見直しの時期に併せて考えてはどうか。

②子どもは0歳から18歳まで。これをひとくりに扱うことはできない。法律でもいろいろな区切り方がある。もう少し焦点を絞って、小学生から中学生と絞らないと、議論が散漫になってしまうのではないか？

③権利のことばかり書いてある。いろんなことが起きているが、子どもの権利を知らないから、周知徹底されていないから起きているとは思わない。いじめている親も子どもも常識として知っている。理性の部分を抑えられない感情の部分で起きているのであって、周知徹底を図ることが今起きている事件を抑制することにはならないのでは。みんなでまちづくり課の理念、地域がネットワークを作り、みんなで取り組むむといったほうが良いのでは。親がこうしなければならぬ、社会がこうしなければならぬは書いてあるが、子どもがこうしなければならぬを書いていない。親や国が見ても権利条約と思う。簡単にいえば不十分。親が暴力をふるってはいけないといえば、子どももやってはいけない。親が性的な虐待をしてはいけないとなれば、子どもも援助交際をやってはいけない。一方的な権利の主張は、ネットワークや絆、自由意識、権利意識ばかりが強調され。今まで日本にあった絆が崩れていく。これを再構築する時期で、これを考えるのであれば、いいと思うが、そうでないのであれば、賛成しかねる。

登録員： 今の意見で絆、ネットワークは、子どもの問題より、親の問題。学童も預けて後は指導員にお願いというのものもある。預けるが、自分も学童にかかわる、地域にかかわる。私も絆という言葉を使う。少し違うのは、条約は国と国との約束。子どもがこうしなければいけない、大人が、という倫理規範を決めるのではない。子どもにこうしますを約束する。

子どもの権利はなにかを勉強したが、条約は国同士の約束で、大人が何をすべきか考えるのが条約で、親がではなく、子どもの義務もあるが、子どもに諭すというより、大人の責任としてなにができるのか考えるのが、条約だと思う。

子どもが悪いというよりは、社会がこうなったということで、どうすべきかを考える時期だと感じる。国の流れがどうなるか分からないが、少子化の中でも子どもが増えている。子どもにとって明るい未来や希望が草加市にあるかが問われている。子どもが増えている中で、明るい未来を考えられるような指針ができ、現場から出発して、何ができるかを考える条例が出来たら良い。

登録員： この条約は国連が89年で、日本が94年、戦後ものすごくたっている。そのような時期に、日本が、部分的にはあったが、子どもの権利が守られていないとはなっていない。

世界には、子どもが労働力として、人身売買として使われている国もあり、国連は、こういう考え方ではいけないと条約が出来たわけで、日本や欧米ではそういう状況ではない。

全体のレベルアップを図るために、指標としてできたものであって、日本ではぴったり合ったわけではないが、貧困国をそのままにして置けないというのが条約の趣旨ではないか。

登録員： 児童労働は日本には関係ないが、条約を制定した後、義務として日本ではどう取り組まれているか、国連に報告したが、勧告が2回あった。

登録員： 評価が悪いのですか？

登録員： いくつか懸念がありました。1回目の98年の状況で、学校でいじめが多い、自殺が多い。いろいろな勧告があった。2回目の04年の勧告では、いじめ・自殺の問題に具体的な手だてがとられていない。去年自殺が増えたが、国連の条約では98年からそれは高かった。子どもの置かれている状況のデータがない。04年からデータがない。きちんとした調査がされていない。発展途上国より環境は良いが、子どもが置かれている状況がベストとはいえない為、考える必要がある。すでに、98年に指摘されている自殺の状況は、国の中であまり取りだたされていない。

登録員： 気が付いたことを言わせてもらおう。今回の提案書を見て、単純に非常にさびしいと感じた。さびしいとは、日本の社会であり、草加市の状況がさびしいと思った。なぜかという、これだけ、いろいろな団体が子どもに関する子育ての事業をやっている。あえて条例を作らなければ施策が推進されないと解釈した。これは非常にさびしいこと。もっと、条例・法律で縛らなくてもやれることはたくさんある。子どもが、活発に育つのは重要なこと。これに勝つことはない。あえて条例を作らなければならないのは誰の責任、我々の責任。それを行政が、気が付かなければならない。我々が言わなくても行動しなければならぬ。みんなでまちづくり会議では、ハードでもソフトでもいろんなことが提案できる。提案する時に条例を制定するための検討委員会を設置して欲しい。そのための資料が出ている。こういう条例が望ましいのではないのかと、そういう提案が望ましいのではと感じている。

それを受け取った行政は、市民を含めて、条例案を受け取ったが、行政市民のパートナーシップで条例を作りたいから検討委員会を作ります。という流れがみんなでまちづくり会議では、ふさわしいのではないか。今回は答えが出ている。子どもに関する事柄を検討するための場を設けて欲しい。行政としてはこれを拒否できない。拒否できないことを文章に入れているのは、行政の行動を察知しているから、逃げ場がない趣旨説明・提案であるのではないか。批判しているのではなく、会議のあり方だとか、市民の立場、行政の立場をもう少し、整理してみんなでまちづくり会議のあり方をどこまで提案すればいいかを考えたらよい。1つは、単純に提案のことについて、2つ目はみんなでまちづくり会議のあり方に関することと意見したが、意見を言う場というのは会議の主旨にあったので話をした。

登録員： 誤解が拡大する恐れがあるので説明させて欲しい。意図していることと、話のずれが生じていると取れるので、良いか。

登録員： 先ほどの質問。昨年調査の時に、大田堯(おおたたくし)さんという研究者の方から条例とはどういうものか、ということについて勉強会をした。報告書にまとめてあるが、先生が最初に、権利という誤解を受ける。日本にライツという言葉が入って検討された折に、最終的に「権利」と訳されたための誤解であり、条例の中でのライツとは「権益」、この条約の基本姿勢。権利と義務の話があったが、子供にとって、最善の利益となるための大人の権益を議論し、密度の濃い人間関係を構築するのが子どもにとって最高の権益と言っている。条約の精神を進めるのは、皆さんの意図と変わっていない。これが、③と①の回答。②のひとくくり、条約では生まれてから18歳までを対象とらえている。条約の中で、表明する権利としていわれているのは、決して年代によって区別される内容でない。生まれた子どもや18歳の子どもには、それぞれ環境があるが、条約の中ではそれらを踏まえて子どもの環境を作るのが最善と考えている。具体的には違うが、それを

ひとつの言葉で表現している。18歳は、一人一人に応じてその子に寄り添った環境を作りましようと考えている。①～③は、十分ではないが、いろんな団体があつて、取り組んでいるが、うまく作用して子どもにとって最善の権益となる社会ができればよいが、現実には、色々な問題が起こっている。問題があるとネットワークを作り、活動をしているが、個々の団体がやっているのを度外視するのではなく、みなさんでやっているのは、条例を最終目的においているが、この提案は、条例を作るかどうか、という検討する場も含めています。市が入るのは作為的ではとあるが、市の方で検討の場を作るが、そこに市が入るかどうかという回答もあるかもしれない。みんなでまちづくり自治基本条例にあるように、話し合いも協働でやったほうが良いのではという提案です。市の回答が見えているというものではない。

登録員：先ほどの意見は、逆に伝わったかもしれない。子供の育成については賛成である。提案書を見たときに条例を作るための検討委員会を設置してくださいと読みとった。だから、今、言われたように、その場を設けるのか設けないのかではなく、条例を設置して欲しいと読みとったから。ただそれは、ネットの会は子どもに関する研究をしており、いろんな団体とのネットワークを持っている。知識を持っている。だから、こういう条例を作るのが望ましいと考えられるという提案までが良いのではと
思っている。そのほうが、我々に伝わる。今まで提案しているが、提案を受ける立場に座ってみて、今回の提案は、変化球を投げているように感じる。

登録員：今までのハードの提案は、いい提案で、あそこまで何年間も練って出ている。登録員の中で、ちょっとこんなことやってみたいがどうか、という提案ができないかという意見もある。
最初に言ったのが十分ではないかも知れないが、こういう提案ができる、という試験的なその意味もあつた。お話する趣旨は良く分かります。

登録員：個人として意見。提案はネットの会、メンバーとして提案した。
子どもに住みよいまちをつくるとして提案した。大人が子どもに目を向けなくなっている。
地域社会・コミュニティが変化している。子どもが夕方一人でいることに、気が付く大人が少なくなつた。目に入っていない社会になつた。子どもはみんなに大事されて育っていく地域社会であつて欲しいと思う。子どもに関する活動を30年やっていて、自分に関係ないという大人が増えていて、その状況を変えることが大切。変えていくために、今が時期だと考えている。条例を提案した方がよいとあつたが、条例を作ることは草加市の大人が関わるよりどころとして重要だが、そこに至るプロセスをパートナーシップでやっていきたいと感じている。行政もばらばらで縦割り。子どものことも、それぞれがばらばら、受けてはひとつ。ここは、子どもをとらえた行政の横断的な枠組みが必要。まず、子どもに関わる大人たちが集まって、どのようにすべきかから検討をはじめ、最終目標に枠組みを作りたい。そのへんを伝えたい。

登録員：手法の違い、提案者と聞いている立場としては、手法の違いですね。そのへんがあつたが、自分たちが考えているものをストレートに出したほうが分かりやすいのではないかと。プロセスは重要だが、提案をした後に、いろんな人を含めてそういう場を設置しようというのが、本来行政の返答ではないか。文章には、思いがたくさん入っているが、思いがひとつの条例を制定したい。であれば思いは伝わるが、どれをどこまでというのが見えなかった。

登録員：どのような条例が、というのが入っていれば思いが伝わった。条例を作ったときにできたものにとられる危険性があり、条例を作り上げる時間を含めて、みんなで考えたらどうかという手法です。

登録員：先ほどの説明で分かりました。18歳までというのは無理だと感じる。今、子どもの親離れ、親の子離れ、といわれている。が、15歳ぐらいで切って、大人予備群としてとらえて、自立の方向に持っていく。子どもはこのへんが限度ではないか。

登録員：私が話したのは、条約の説明。今、話したことを、もし検討する場ができれば、そこではどうか、というのが今回の話。もし、草加市で条例を作るのなら、15歳までにするとか、独自でよい。条約をモデルに作るのではなく、草加市独自のもので、皆さんで、子どもというものを考えたらどうか。

トータル的なものを作りたい。その場をつくるのが提案。

登録員：子どもたちが草加で豊かに暮らせるようにと活動しているが、子どもにかかわることを大人がやってみたくなった時に、色々な会に行かなければならず、子どもの年齢によって縦割りになっている。同じように、子どもによかれと、それぞれの思惑で動いている。それぞれが、バラバラに子どもに良かれと思ってやっている大人の姿がある。ある先生が権利と言った時に、イギリスでは、あたりまえのように使っていると言った。子どものあたりまえの姿を、大人がとらえていくという指針があればいいと考える。ここにいるのも大人で、その人たちが子どものことを考えている。大人が子どもに向けてしゃべっているというのを意識する必要がある。そういう指針を、権利条約を読み込まれてはどうかと思う。

登録員：子どもから見る目と、大人から見る目は違う。子どもの権利条約というから、子どもの私利主張だけが受け入れられるのではなくて、大人が子どもを見る眼の条約。大人が子どもに接する態度とか。表現が誤解される。だから、作る過程では、名前を変えたほうがストレートに伝わる。

登録員：子ども子どもとでてくるが、大人が義務を果たす条例だといった方がいいのではないかな。

登録員：権利と言う言葉がもつ意味、義務はどうか。権利はわがままに繋がってしまうのか。例えば、権利条約としたが、名前はこうしたほうが良いとなる。大人の子どものに対する関わり方。

登録員：提案者にはその辺が主眼にある。それをストレートにしたほうが良い。

登録員：それをみんなでつくることで、市内に活動団体が多くあるが、大人が子どもに関わる視点を共有したい。やりたいことはそれ。枠組みの中で、行政の役割が大きいので、行政も含めて条例にしたい。子どもの権利条例の名前にすることはない。言葉に誤解をされるのであれば、良い言葉を考えても良いのでは。

登録員：野村先生のレジュメに、「子どもへの権利保障は子どもをわがままにするか？」と書いてあるが、このとき何と言ったか？

登録員：経験的に関わっている中で、子どもたち一人一人に学習する機会を与え、積み重ねた子どもほど、人に対して優しくなる。教えたらわがままになる、という経験はない。子どもがわがままになるというのは危惧である。報告書の新垣先生、自治体と子どもの権利条約、さまざまな勉強会の体験の中でも同じ。自分の権利を理解するほど、他人の権利を理解すると言っている。給食費を払わない親の話が出ていた。そういう大人の考え方、義務教育だから、人が払っていないから、大人だっておかしな自己主張がある。子どもが給食を食べる権利があるとほかの子どもも食べる権利がある。給食費を持ち合う義務があるとなる。そういう人間関係が全体として悪い。

登録員：花栗南小の校門に立ちあいさつをはじめ、3年前に個人の活動が会となった。

現在、校長など5名で言葉をかけている。子どもは正直。子どもは元気に答える。一人でやっていた時とだいぶ違う。現在7校で20名がやっているが、まずあいさつができることが基本だと思う。家で、あいさつしている子どもは、元気よくあいさつを返してくれる。やっている自分も子どもから元気をもらっている。まだまだ、やらせてもらっている。我々の会の名称は、「あいさつ」ということばを、標語からもらった。

松原泰三先生から、「あいさつは命と命のふれあいだ」究極の言葉だと感じている。

進行：ほかにご意見は？発言していない方に意見をお聞きする。

登録員：子どもにやさしいまちづくり、市独自の条例を作ることはいいことだと思う。

戦前は隣組があり、互助精神で成り立っていた。現在、大人も子どもも考え方がバラバラでおかしくなった。子どもが雑草のように力強く、自立精神を持って、そういうことを回りの大人たちが優しく見守る指針ができればよと感じている。

登録員：今日来て、内容をみたが、今これを設定するのは大変ではと思ったが、これをもとに、もっていくということで、いっしょに検討させていただきたい。

登録員：自分の子どもも3人いるが、孫がいなくてピンとこないが、自分の子どもが小さい頃はボーイス

カウトや少年野球などと、子どもに関わってきた。子どもたちが大きくなって家庭を持って社会に出ているが、ボーイスカウトや野球をやった子どもたちに、悪い事をしたと聞いていない。小さいときから集団で活動する機会が少ないのではと思う。条例はわからないが、そういう大人たちから見た子どもたちをどうするのか、という立場で考えて、草加市で研究した成果を、草加市で条例を作って、草加市全体で子どもに対する関心を高めるのは大切だと思う。

登録員： アンケートをまとめるときに少し関わることができた。この条例が意外に大人にも子どもにも知られていない。そのなかで、やさしい草加という、このことについて、みんなで話し合うチャンスができる方向になったらよいと思う。

進 行： 関係所管課から行政の立場で、検討するかは別に、ご質問かご意見があればお願いしたい。

人権共生課： 特にありません

指導課： 特にないが、指導課では、いじめの問題、安全関係に地域の協力をいただいている。教育長も子どもが第一だといっている。本日の議論を参考にしながら、やっていきたい。

青少年課： 来年から放課後子ども教室を行っていくが、本日登録員さんのご意見を参考にしていきたい。今の内容については、特にない。

子育て支援課： 草加市の子育てに関する施策において、行政はどうしても、子どもたちという大きなくくりで考えてしまいがちである。つい効率性みたいなものを考えてしまっているのではないかと、今日改めて反省した。登録員の皆さんは、草加市の子ども一人一人のことを見て、考えて下さっている。所管課としても、子ども一人一人に目を向けた施策をどう組み立てて生かしていくかを考えていきたい。

進 行： それでは、今回の提案については、登録員からいろんなご意見をいただきました。市として反映結果を4月に開催予定のみんなでまちづくり会議で回答したい。

その他

進 行： 今までの提案について市のほうでの進捗状況を説明させていただきます。

事務局： 蒲原公園の再生についての報告。

2つめ、瀬崎のふれあい新水緑道についての報告。

3つめ、みんなでまちづくり会議の運営についての報告。

進行： 長時間にわたりありがとうございました。以上を持ちまして会議を終了させていただきます。

署名登録員

署名登録員